

被災代替償却資産に係る固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

鹿沼市長 宛

(申告者)  
 住所・所在地 \_\_\_\_\_  
 氏名・名称 \_\_\_\_\_ 印  
 個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_  
 (右詰で記載)  
 電 話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

地方税法第 352 条 3 の 4 に規定する特例の適用を受けたいので、別紙「代替償却資産対照表」等関係資料を添えて次のとおり申告します。なお、被災償却資産が鹿沼市以外に所在していた場合、鹿沼市が、被災償却資産が所在した他市町村にその課税状況等について照会することに同意します。

1 所有者の氏名 (名称)・住所 (所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代 替 償却資産			
被 災 償却資産			

※ 「代替償却資産」：被災償却資産に代わるものとして取得し、又は改良した被災償却資産をいう。  
 「被災償却資産」：震災等により滅失又は損壊した償却資産をいう。

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額 (円)
構築物		
機械及び装置		
船舶		
航空機		
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品		
合計		

## ◎特例の内容

### 1. 特例の内容

代替償却資産に係る固定資産税の課税標準について、取得等の翌年度から4年度分を2分の1に軽減します。

## ◎適用条件

### 1. 特例対象者

- (1) 被災償却資産の所有者（対象償却資産が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災償却資産の所有権が売主に留保されている場合の買主
- (3) 被災償却資産の所有者に相続が生じたときの相続人
- (4) 被災償却資産の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

### 2. 特例措置の対象となる資産

#### (1) 対象資産（代替償却資産）

ア 被災償却資産に代わるものとして取得した償却資産

※原則として次の要件を満たすもの

- ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一のもの
- ・代替される被災償却資産について、除却又は売却等の処分がなされていること

イ 被災償却資産を復旧または補強等を行った場合における経費が改良費（資本的支出）に該当するもの

**※前年までに代替償却資産特例を適用した償却資産については、再度代替償却資産特例を受けることはできません。**

### 3. 代替償却資産の取得又は改良の期間

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して6年を経過するまでの期間。

## ◎添付書類

### 1. 償却資産が震災等により滅失し、または損壊したことを証する書類

⇒ 被災証明書（写）等

※鹿沼市で被災証明書の交付又は減免の決定を受けている場合は不要です。

### 2. 被災償却資産を確認できる書類。該当する償却資産が課税台帳に登録されていない場合は、その償却資産の所有を確認できる書類

⇒ 震災等が発生した年度の償却資産課税明細書 等

※被災償却資産が鹿沼市の償却資産課税台帳に登録されている場合は不要です。

### 3. 被災償却資産が処分されていることを確認できる書類

⇒ 売買契約書（写）等

### 4. 代替償却資産の所有者が被災償却資産の所有者の相続人又は合併後存続する法人若しくは合併による設立であることを証する書類

#### (1) 相続人の場合

⇒ 戸籍謄本（写）

#### (2) 合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人の場合

⇒ 商業登記簿謄本（写）

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて、被災償却資産の所在する市町村へ問い合わせをする場合があります。

※ なお、特例の内容及び適用条件等については、法令等の改正により変更となる場合がありますので、申請時にご確認ください。